

協議事項（１）津島市民病院経営強化プランについて

1 背景

津島市民病院においては、新公立病院改革プランを策定した上で令和２年８月に地域医療構想における具体的対応方針の合意が得られましたが、**持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン**（以下「ガイドライン」という。）に基づく**経営強化プラン**についても策定を求められました。 《参考資料 1：参照通知文 1》

2 プランの内容

ガイドラインでは、記載する事項、策定期間や対象期間が示されておりますが、津島市はそれに準じて策定を行いました。

3 プランの協議

今回、海部構想区域地域医療構想推進委員会において津島市から提出されました病院経営強化プランを津島市民病院の本構想区域における役割・機能の観点から協議を行います。 《参考資料 1：参照通知文 2》

4 協議後の予定

協議が整った場合は、プランに従って改革を進めていただくこととなりますが、整わなかった場合は、令和５年度に再び協議を行います。

また、ガイドラインでは、改革推進にあたっては経営強化プランの点検・評価・公表をすることが望ましいとしていることから、津島市には実行していただきます。